

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ(第1号)

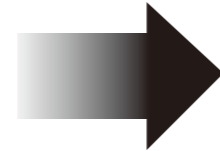
①「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まりました!

世帯内の長寿医療制度の加入者の方全員が、1年間(毎年8月～翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担(※1)を合計し、基準額を超えた場合に、申請により、その超えた金額を支給します。

負担軽減の例(夫婦2人世帯[ともに75歳・市町村民税非課税]の場合)

例えば、1年間で、夫が医療保険で25万円、妻が介護保険で25万円を支払った場合

世帯での年間負担額
50万円



年間50万円を支払った後、申請により、基準額(31万円)(※2)を超えた金額を支給します。

高額医療・高額介護合算療養費
19万円 支給!

※1:入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

※2:基準額は、所得区分により異なります。また、初年度(平成20年4月～平成21年7月末)については、特例的な取り扱いがあります。

②平成21年度も保険料軽減の特別対策等を実施しています!

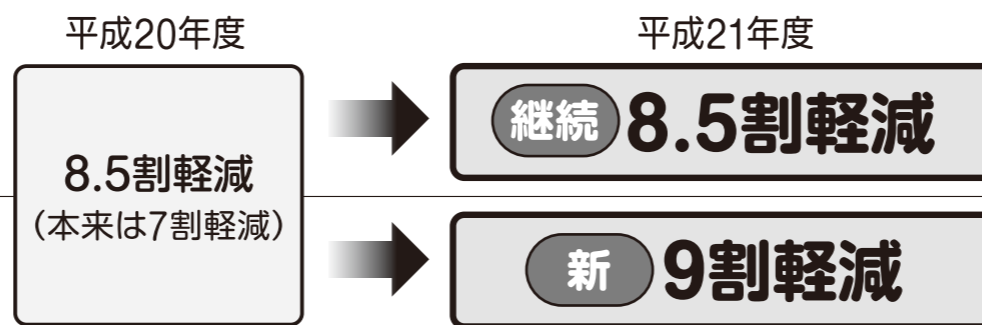
○均等割額の8.5割軽減を今年度も継続しています。
(世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方)

○上記のうち、特に収入の少ない世帯(※)の方について均等割額を9割軽減とする区分を新設しました。

※被保険者全員が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯。

○長寿医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方の均等割額は、平成21年度は9割軽減となります。

○賦課のもととなる所得が58万円以下の方の所得割額は、平成20年度と同様に5割軽減となります。
(年金収入のみの場合は収入が211万円まで)



詳しい内容については、お住まいの市町村長寿医療担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)

振り込め詐欺にご注意ください!

福島県内において電話で市町村職員などを名乗り、「還付金がある」、「医療費の還付の手続き期限が迫っている」などと話し、現金自動預け払い機(ATM)の操作を求め、現金をだまし取る被害が多発しています。不審な電話があった場合は、お住まいの市町村または広域連合にお問い合わせください。

広域連合や市町村では、保険料の還付や療養費の給付などについて、電話で現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることは絶対にありません。

保険証が新しくなりました!

平成21年8月1日から有効の新しい「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚交付されています。

医療機関を受診する際は、新しい保険証(薄いオレンジ色)を窓口提示してください。

